

## 当面の闘争方針(案)

### 2. 能登半島地震に対する取り組み

#### 【被災の状況と課題】

1. 1月1日、石川県能登地方において最大震度7（マグニチュード7.6）を観測した「能登半島地震」が発生しました。大津波警報も発令され、観測計トラブルにより記録は残っていませんが、浸水の状況等から、実際には地震発生から数分後には最大4メートル程度の高さの津波が到達した可能性があるとされています。

津波や地割れ、土砂崩れ、液状化現象などによって、道路や鉄道、水道、電気などインフラの寸断、多数の家屋の倒壊、大規模火災も発生するなど、被害は、石川県能登地方を中心に、富山県、新潟県など広域に及び、とくに被害が甚大であった石川県では、200人を超える多くの人命が失われました。

2. 地震発生から間もなく1ヵ月が経過しようとしています。余震が断続的に発生しています。地震被害による孤立集落も徐々に解消にむかい、災害関連死を防ぐ観点から2次避難所等への移動も少しずつ進んでいるものの、厳しい寒さの中で、今もなお、多くの住民が1次避難所での生活を余儀なくされています。奥能登は半島という地理的制約から搬入や救援ルートが限られ、国道249号をはじめとする能登半島の幹線道路の寸断などもあって、水道をはじめ本格的なインフラ

復旧には至っておらず、物資支援や人的支援を遅らせるジレンマを抱えています。

3. このような厳しい状況の中、自ら被災しながらも、人命の救援や避難所運営、インフラ復旧のため、昼夜を問わず、現地の組合員・職員は懸命に災害支援業務にあたっています。現在、全国の自治体から、さまざまな行政支援が行われるなど、支援の輪が広がりつつありますが、現状は本格的な復旧には程遠い状況にあり、被害の状況からしても、住民が日常生活を取り戻すまでには、息の長い支援が求められます。一方、発災当初から業務にあたってきた現地職員の疲労はピークに達しており、継続的な行政支援などの人的支援に加えて、今後は職員に対する精神的なケア等も課題となってきます。

#### 【復旧にむけた当面の取り組み】

4. 自治労本部は1月5日に、能登半島地震対策本部（本部長：石上委員長）を立ち上げました。組合員、単組の被災状況や今後の課題等を把握するため、石川県本部（1月12日）、富山県本部（1月9日）、新潟県本部（1月14日）へのヒアリングを行いました。

1月11日には、石上委員長が松本総務大臣と会談を行い、被災自治体と被災者の支援とともに、現場で奮闘する職員・

組合員を支える観点から、①労働安全衛生、労働災害防止の観点を踏まえた対応、②惨事ストレス等の対応などメンタルケア対策の実施、③支援体制の構築、中長期的視点にたった人的支援、④必要な財政措置、⑤各府省と連携した通常業務軽減への対策、などについて要望しました。

5. 引き続き、被災した県本部との連携強化のもと、ヒアリング等も随時行いながら、総務省をはじめ関係省庁、政党などに対して、復旧・復興にむけた現場組合員の声を届けるとともに、被災地の職員を支える施策について要請を行います。同時に、被災状況を確認しながら、ライフラインや各種行政サービスの早期復旧、また避難所の円滑な運営など、復興にむけた必要な物資あるいは人的・財政的な課題を把握し、関係省庁、政党対策等を進めます。
6. 自治労は組合員をはじめとする被災者支援を目的として「災害特別カンパ」（集約＝1次：2月9日、2次：2月22日、3次：3月8日）に取り組みます（発文／1月5日：自治労発2024第6号）。カンパについては、被災した県本部や単組への支援金のほか、被災地でのボランティア支援活動や、連合が実施する緊急カンパなどへの拠出が想定されますが、過去の災害特別カンパにおける実績も参考としつつ、具体の拠出先および配分は、集約後、中央執行委員会で決定します。また、カンパ集約や支援活動の展開など全体的な状況を見定めつつ、必要に応じて、2024年度補正予算案を編成し、第166回中央委員会にて承認を求めます。

7. 被災県本部へのヒアリングを踏まえ、とくに被害が大きい石川県、富山県でのボランティア支援活動を展開します。ライフライン復旧の見通しが立ちつつある富山県氷見市での支援活動を、県内単組への協力要請により1月18日より先行して実施します。石川県における支援活動については、石川県本部との調整が整い次第、各県本部への具体的な協力要請を行います。

#### 【能登半島地震被災地での勤務労働条件・安全衛生の確保にむけた取り組み】

8. 能登半島地震の被災自治体の職員は、通常業務に震災対応が加わったことによる長時間、連続勤務などの過重労働、また、メンタルヘルス、感染症および石綿曝露など、さまざまな課題に直面しています。また、行政支援のため全国各地から多くの自治体職員が被災地に派遣されていることを踏まえ、以下の取り組みを行います。
  - ① 本部は、安全衛生対策について、総務省や地方公務員災害補償基金などの関係機関への働きかけを強化します。
  - ② 単組は、避難所対応業務など昼夜を問わず業務にあたる必要があることから、勤務時間や業務内容の実態を把握し、交代で休暇を取得できるよう求めるとともに、次の勤務までの勤務間インターバルの確保にむけて取り組みます。
  - ③ 単組は、災害対応業務にかかる超過勤務手当・特殊勤務手当等の全額支給を求めます。

- ④ 単組は、被災地での活動において、石綿曝露の危険性があることから、当局に対して曝露防止対策を徹底するよう求めます。
- ⑤ 県本部・単組は、本部作成の「惨事ストレスとメンタルケア 災害支援参加のあなたへ 必読書」「災害対応職員 1000時間後のあなたへ 現実への帰還のために 必読書」を活用し、組合員のメンタルヘルス対策を行います。
- ⑥ 単組は、能登半島地震に関わって、ア) 自治体からの要請に基づく支援活動については職務命令（公務出張）による取り扱いとすること、イ) 自主的な支援を希望する職員について

はボランティア休暇等の対応を求めて取り組みます。

- ⑦ 県本部は、被災自治体で災害対応にあたる職員および行政支援に伴い被災地の災害対応業務にあたる職員の適切な勤務労働条件、安全衛生の確保にむけ、単組における交渉実施を促進し、交渉状況を把握するとともに、必要な助言・指導を行います。

#### **【被災組合員の生活再建の取り組み】**

- 9. 本部は、被災した組合員とその家族が一日でも早く生活再建するために、申請手続きの簡素化や事務軽減などにより、迅速に共済金・見舞金が支払われるよう自治労共済推進本部に要請します。